

南国税務署からののお知らせ

確定申告会場への来場を検討されている方へ

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため以下の取組を行っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

入場整理券が必要です!

確定申告会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付方法は、次の2通りあります。

確定申告会場で 当日配布

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

オンラインで 事前発行

LINEアプリで国税庁公式アカウントを友だち追加してください。

感染症対策のお願い

来場の際は、**マスク**を着用していただき、入場の際の**検温**の実施にご協力をお願いいたします。37.5度以上の発熱が認められる場合等は、入場をお断りさせていただきます。

なお、会場内の混雑を回避するため、確定申告の方用の待合スペースは設けておりませんので、お車でお越しの方は車内でお待ちいただくこととなります。感染症対策へのご協力をお願いいたします。

確定申告会場の開設期間等について

開設期間 2月16日(火)から3月15日(月)までの平日
受付時間 午前8時30分から午後4時まで
注)入場整理券の配付状況に応じて、受付を早めに締め切ることがあります。
相談開始 午前9時から

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合もあることから、ご自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」を是非ご利用下さい。

詳しくは、国税庁ホームページへ <https://www.nta.go.jp>

申告書の作成・送信は スマートフォンから

給与所得、雑所得(年金など)、一時所得(保険金など)のみの方は、スマートフォンでの所得税の確定申告書作成・送信が便利です!

- スマホやパソコンから送信する場合は、マイナンバーカードかIDパスワードが必要です。
- マイナンバーカードを使って送信する場合、スマートフォンがマイナンバーカードの読み取りに対応している必要があります(対応端末は国税庁ホームページにてご確認ください)。
- IDパスワードは、税務署で即日発行します(申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。所要時間約10分)



←スマホでの確定申告書の作成はこちらから!!

■問い合わせ／ 南国税務署 ☎863-3215 (自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号選択してください。)

税務課からののお知らせ

市・県民税および所得税の申告受付は予約制に変更!!

市役所で行っている申告受付は、感染症予防対策として混雑を緩和するため予約制で行います。例年設置している受付会場(市役所1階ホール)はありません。ご理解とご協力をお願いします。

申告期間は令和3年2月16日(火)～3月15日(月)8時30分～11時、13時～16時30分(※土日祝日を除く)となります。

■予約開始日:令和3年1月27日(水)から

■予約方法:原則、前日までに電話にて予約受付。平日の8時30分～17時の間に電話してください。混雑を避けるため来庁での予約はご遠慮ください。

■予約受付電話番号:880-6554(税務課直通)

☆注意事項

- ・予約がない方は申告受付できませんので、必ず予約をしてください。
- ・予約した日時は忘れずにメモを取るなどして予約時間には必ず税務課窓口へお越しください。予約時間を過ぎると受付できない場合があります。
- ・予約した時間に来られなくなった場合は、必ず連絡してください。
- ・申告内容や混雑状況によっては、受付が予約時間から前後することがあります。

納付証明書の発行

確定申告などで国民健康保険税の納付証明書が必要な方は、無料で発行しますので、税務課へご請求ください。(電話での郵送請求も受け可能です。)

※市役所で申告をされる方は南国市への支払分の納付証明書は不要です。

■受付期間:令和3年1月15日(金)～令和3年3月15日(月) ※土・日曜日・祝日を除く

■申請方法:窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。また、納税義務者の方と窓口に来られる方が別世帯の場合は委任状も必要です。(電話での郵送請求も受け可能です。)

■問い合わせ/税務課 ☎880-6554

令和3年度の中事業者等に対する固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症等の影響により**事業収入が減少した中事業者等**に対して、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の**固定資産税の負担を軽減**します。

この制度の**適用を受けるためには申告書の提出が必要**となりますので、次の事項を確認のうえ、申告書を提出してください。※対象事業者には要件があります

【対象となる資産】

事業用家屋及び償却資産
※土地及び居住用家屋は対象外です

【軽減の基準】

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入を前年の同期間と比較し、事業収入減少の程度に応じて軽減します。

事業収入の減少率	軽減率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	全額

【申告の手続き】

認定経営革新等支援機関(税理士、公認会計士、商工会など)から本制度の適用要件について確認を受けた後、本市へ申告書及び必要書類を提出してください。

【申告の時期】

令和3年1月4日(月)から令和3年2月1日(月)まで

※本制度の詳細については、中小企業庁ホームページをご覧ください。



■届出先・問い合わせ/税務課資産税係 ☎880-6554

市民からのお願い ワークショップ参加しました。とても楽しかったです。

市民からのお願い 新型コロナウイルス感染症が1日も早く収束することを願っています。